

平成23年度関東女子倶楽部対抗神奈川ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 18倶楽部 ・ 90名)

期日：平成23年6月7日(火)

場所：横浜カントリークラブ 西コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	加藤 理刈	平塚富士見	原木 一二三	大厚木	原 和子	中津川		
2	8:09	大澤 喜代江	大相模	橋本 良子	湘南シーサイド	今井 信子	箱根	栗原 美佐枝	小田原・松田
3	8:18	青木 幸枝	鎌倉	高谷 公子	津久井湖	島路 五百子	横浜	篠原 貞子	東名厚木
4	8:27	稲葉 美年子	箱根	為近 有為子	中津川	飯塚 タツ子	芙蓉	広沢 貞子	鎌倉
5	8:36	梶本 美津子	湘南シーサイド	佐藤 彩香	小田原・松田	佐久間 祐子	秦野	岸 優子	大秦野
6	8:45	東 真美	大厚木	斉藤 孝子	東名厚木	岩城 百江	芙蓉	江成 友子	津久井湖
7	8:54	片倉 千穂子	相模野	福井 香代子	横浜	榊原 まり子	清川	亀谷 晶子	相模
8	9:03	古木 裕子	葉山国際	川島 みえ子	平塚富士見	岩本 昌美	箱根	片山 裕美	芙蓉
9	9:12	桜井 昌子	大秦野	瀬戸 恵子	大相模	黒澤 街子	清川	西村 治美	東名厚木
10	9:21	内山 和江	津久井湖	松下 寿々子	秦野	松川 和世	平塚富士見	近藤 尚子	相模
11	9:30	小林 由美	秦野	入江 佳子	横浜	草柳 英子	清川	中澤 節子	湘南シーサイド
12	9:39	坂本 通子	大秦野	高橋 富江	葉山国際	阿部 栄子	相模野	松田 淑子	鎌倉

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	藤田 陽子	相模野	今村 房子	葉山国際	岡橋 早里	相模		
2	8:09	梅原 三つる	清川	川口 文郁恵	秦野	三ツ井 京子	芙蓉	小路 知加子	大秦野
3	8:18	露木 直子	東名厚木	飛鳥井 友里子	清川	島崎 吉枝	葉山国際	田谷 千秋	平塚富士見
4	8:27	勝又 紀子	横浜	城田 恵津子	大厚木	増井 裕子	相模野	渡辺 良子	相模
5	8:36	平本 薫	津久井湖	吉田 眞理	大相模	江口 章子	平塚富士見	清水 朝子	大秦野
6	8:45	宮崎 優子	小田原・松田	四竈 恵美子	葉山国際	木部 みち子	湘南シーサイド	宮坂 久美子	中津川
7	8:54	中原 頼子	箱根	武井 優子	秦野	本田 芙佐子	鎌倉	梨本 玲子	大相模
8	9:03	岩田 淳子	横浜	橋本 志保	大厚木	関野 加津子	中津川	山崎 千鶴子	小田原・松田
9	9:12	菰下 淑子	相模	人見 洋子	鎌倉	神戸 幸子	相模野	池田 久美子	湘南シーサイド
10	9:21	小泉 えい子	中津川	濱谷 規子	津久井湖	荒木 幸恵	大厚木	市川 悦子	東名厚木
11	9:30	西山 志おり	芙蓉	鈴木 恵子	大相模	池田 朋代	小田原・松田	大橋 みどり	箱根

競技委員長 橋本 泰子

平成 23 年度 関東女子倶楽部対抗神奈川ブロック予選競技

開催日：平成 23 年 6 月 7 日(火)

開催コース：横浜カントリークラブ 西コース

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する(ゴルフ規則 186 ページ参照)。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1a』を適用する(ゴルフ規則 184 ページ参照)。

5. スタート時間

『ゴルフ規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 187 ページ参照)。

6. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I(c)6b』を適用する(ゴルフ規則 190 ページ参照)。

8. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。競技者がすぐにプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを再開しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

9. 移動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I(c)9 移動』を適用する(ゴルフ規則 192 ページ参照)。

10. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I(c)3』を適用する(ゴルフ規則 188 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 距離計測のための黄色いペイント上に球があつたり触れている場合、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けることができる。
4. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があつたりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打**
8. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。
9. 7 番、8 番、13 番、18 番ホールにおいて、**球が高圧電線に当たった場合**は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない(ゴルフ規則 20-5)。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。このローカルルールの違反の罰は、2 打。
10. 11 番ホールにおいて、球がグリーン右側のカート道路の上にあるか、枕木に近接しているために競技者のスタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、競技者は罰なしにホールに近づかず、球があつた箇所にもっとも近い指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる。
11. 黄黒の縞杭は本競技には適用せず、動かさない障害物とする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 5 箱を限度とする。
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

競技委員長 橋本 泰子